

合理的配慮の例

合理的配慮とは

大学における合理的配慮とは、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に教育を受けるために必要な変更や調整を行うことです。配慮の内容は障がいの種別や程度だけでなく、授業の内容や環境、学生自身の希望などによって変わります。

以下に挙げられているのは一般的な合理的配慮の例です。

試験および課題などへの配慮の依頼

学生と教員の間で、必要な配慮の依頼や調整を行います。試験への配慮は、試験時間の延長や別室受験などです。

ノートテイク支援

その場で話されている授業内容や教員・学生の発言などをパソコン、または手書きで文字通訳します。

教材の加工

視覚障がいなどで授業で使用する教科書、資料をそのまま利用することが困難な場合、学生が利用できるよう加工（点訳、文字サイズの拡大やレイアウト修正、テキストデータ化、対面朗読など）して提供します。

代筆、タイピング支援

筆記やパソコンでの文字入力が必要な場合、代筆やパソコンのタイピングを学生サポーターが代わりに行います。また、必要に応じて音声入力ソフトをインストールしてあるパソコンの貸し出しを行うこともあります。

移動支援・ガイドヘルプ

学内での移動が必要な場合や授業の出席に支障が出る場合、必要に応じて学生サポーターを配置します。

教室配慮

遠くの教室への移動が困難な場合や、教室の設備やスペースなどで問題がある場合、教室を変更したり、必要な処置を行えるよう可能な調整をします。

情報機器の貸し出し

授業および試験時に不具合が生じる場合に、パソコン、ICレコーダーや支援ソフトウェアなどの機器を貸し出します。

特別学修支援室の使用

支援ソフトウェアが使えるパソコンや点字プリンタ、拡大読書器、立体コピー機などを利用できます。支援室は勉強するスペースとしても使用できます。

ニーズを考慮し必要に応じた支援を行います。大学生活で困ったこと、質問などありましたらまずは特別学修支援室までご相談ください。



学生サポーターについて

特別学修支援室では、障がいのある学生の学修支援に協力してもらう学生サポーターを随時募集しています。学生サポーターは授業資料の加工、ノートテイク他、さまざまな場面でICUでの障がい学生学修支援活動を行っています。

サポートの仕事は有償アルバイトで、ICUの規定に準じたアルバイト代が支払われます。特別学修支援室でサポーター登録をした学生には、学生サービス部で学生アルバイト登録をしてもらいます。（既に他の学内アルバイトのために登録をしている方は新たに登録する必要はありません。）

なお、特に希望する場合、サポーターの仕事は無償ボランティア、サービ斯拉ーニング実習として行うこともできます。詳しくは支援室スタッフにお問い合わせ下さい。

サポーター登録

学生サポーター登録を希望する方は、特別学修支援室で登録手続きを行ってください。

Office Hours:

月曜日～金曜日9:30-12:00/13:00-16:30

E-mail:

snss-office@icu.ac.jp